

運転免許の取消処分対象者に関する刑事施設への照会等の運用について（概要）

（令和7年11月20日 鹿免管第1151号）

本通達は、刑事施設に収容されている行政処分対象者に対し、迅速かつ確実に処分執行することを目的とした、刑事施設への照会等の運用について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 照会要領
- 刑事施設からの情報提供
- 情報提供の対象となる罪名
- 提供を受けた情報の管理

等である。